

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2024100647001
- 2 工事名 石内川管理道補修工事（6－1）
- 3 開札日 令和 6年12月 4日

申立内容	回 答
残土処分費 単価4,545円で計上されておりますが、2,700円の間違いではないでしょうか。 アスファルト処分費 単価5,500 円で計上されておりますが、5,875 円の間違いではないでしょうか。 処分費が見積もりを採用されているのなら見積単価一覧表に明記しなければ公平性に欠けると思います。	広島県建設発生土処分先一覧表に記載された処分費については10t 車で搬入する場合の単価であり、今回計上したものは 2t 車で搬入する際の価格をリサイクルプラントより見積を徴収したものとなっています。 アスファルト処分費（車道：密粒、粗粒、安定処理）（2.35t/m³）5,875 円/m³を、（歩道：密粒）（2.20t/m³）で換算し 5,500 円/m³としています。
明細書 第0001号 道路土工 掘削工の残土処分について 残土処分費4,545円/m³となっていますが、単価の根拠を教えてください。建設発生土及び建設廃棄物処分一覧にて公表されている（有）鈴木産業倉重リサイクルプラントの処分単価は2,700円/m³となっています。 見積採用であれば見積単価一覧表への記載があると思われますが、いかがでしょうか。	残土処分費については 2t 車搬入の見積額としていたため、また、アスファルト処分費については処分費の換算を見積単価一覧表に明記すべきでした。

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算参考資料及び見積単価一覧表に不備があり、入札の公正性が損なわれていると認められました。 このため、当該入札を中止します。